

パブリック・コメント手続（意見募集結果）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の制定について

令和元年（2019年）12月25日（水）

お問い合わせ先：福祉部生活福祉課

電話 046-822-8070（直通）

横 須 賀 市

## 意見等の募集結果

### 1 意見等の募集期間及び資料の提供期間

令和元年（2019年）11月12日（火）から同年12月2日（月）まで

### 2 意見等募集の結果

(1) 提出者数 1人

(2) 意見等の件数 1件

### 3 提出方法別の状況

提出方法	人数
1 直接提出	0人
2 郵送	0人
3 ファクス	0人
4 E-mail	1人
合計	1人

### 4 意見等の内訳

項目	件数
1 条例案の内容	0件
2 その他、意見や要望等	1件
合計	1件

### 5 提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方

(1) その他、意見や要望等

No	意見等の概要	市の考え方
1	<p>新たに無料低額宿泊所を作れば、生活環境が脅かされることが想像され、強い不安がある。</p> <p>生活困窮者の支援は、無料低額宿泊所を新たに作るのではなく、現存する公営住宅や空き家等活用しながら支援の方法を模索していただきたい。</p>	<p>今回の条例制定は、社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営等に関する条例制定が義務付けられたことによるもので、新たに本市が無料低額宿泊所を設置・運営するためものではありません。</p> <p>無料低額宿泊所は、社会福祉法における第2種社会福祉事業であり、今回の社会福祉法の改正は、貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援が目的であります。</p> <p>今回の条例制定により、無料低額宿泊所が地域との結びつきを重視した運営を行う中、入所者への適切な日常生活支援のため、当該基準に沿った事業運営等を行う様、周知徹底に努めていきたいと思っております。</p>